

社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団WE Bページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、さいたま市社会福祉事業団（以下「事業団」という）のWE Bページ（以下「事業団WE Bページ」という）を広告媒体として活用し、地域福祉を推進するための安定的な財源確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業団WE Bページとは事業団が管理するWE Bページのことをいう。
- (2) バナー広告（以下「広告」という）とは事業団WE Bページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWE Bページにリンクするものをいう。

(該当業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告を掲載する。

- (1) 福祉・医療・保健分野の書籍、ビデオ、DVD又はコンピュータソフト等の取り扱い
- (2) 福祉設備・備品、福祉用具又は福祉車両の取り扱い
- (3) 福祉サービス、社会福祉施設案内
- (4) 福祉系学校、学科案内
- (5) 印刷、旅行会社又は保険等の福祉事業の運営に関わるサービス
- (6) その他、事業団が福祉サービス利用者及び事業者等にとって有用と認めるもの

(掲載基準)

第4条 掲載する広告は次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 内容が不明確なもの、又は虚偽若しくは誤認されるおそれのあるもの
- (3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 著しく営利性を帯びたもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 社会問題等についての主義主張
- (8) 関係法令に違反するもの、又はそのおそれがあるもの
- (9) その他、事業団が掲載する広告として適當ではないと認めるもの

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦220ピクセル×横760ピクセル
- (2) アニメーションGIF可

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第6条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は事業団理事長（以下「理事長」とい

う）が指定する。

（広告の掲載期間）

第7条 広告を掲載する期間は、1か月単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別途理事長が定める。

3 理事長は複数月の掲載申込み及び掲載を認めることができる。

（広告掲載希望者の募集）

第8条 広告掲載の募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときは、公募を行うことができる。

2 募集は、事業団WEBページ及び事業団広報紙等により行うものとする。

（広告掲載の申込み）

第9条 事業団WEBページへの広告掲載希望者は、WEBページ広告掲載申込書（第1号様式）により、郵送、FAX又はEメールで指定する期間内に理事長に申込むものとする。

（広告掲載の決定）

第10条 理事長は、第3条及び第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等についてWEB広告掲載希望者に通知（第2号様式又は第3号様式）する。

（広告掲載内容の承諾）

第11条 広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という）は、理事長が指定する期日までに、承諾書（第4号様式）を提出するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第12条 広告主は、広告原稿（画像データ）を理事長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告掲載料）

第13条 広告掲載料については、類似広告の市場価格等を勘案し、理事長が決定する。

2 広告主は、広告掲載料を会長の指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第14条 広告の内容及びデザイン等については、事業団WEBページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と事業団が事前に調整するものとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第5条に規定するものの他は理事長が別途定める。

（広告内容等の変更）

第15条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が各種法令に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判

断したときは、広告主に対して広告内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第16条 理事長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿（画像データ）の提出がないとき。
- (3) 指定する期日までに承諾書の提出がないとき。
- (4) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (5) 広告主、広告の内容又はリンク先WEBページの内容等が、各種法令等に違反している、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (6) その他、事業団WEBページへの広告掲載が適切でないと会長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は自己の都合により、事業団WEBページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額の総額とする。

3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第19条 広告掲載期間内に、事業団の都合で事業団WEBページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、事業団が広告を掲載できなかつたときは、掲載できなかつた日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかつた日数が1日未満の場合は掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証

するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第21条 広告主は第17条の規定に基づき広告掲載が取り消された場合は、事業団に対して損害の賠償を請求しないものとする。

(リンク先)

第22条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間までに事業団の担当部署に連絡するものとする。

(広告枠の販売)

第23条 広告掲載枠は個別又は枠の全てを一括して販売することができるものとする。

(疑義等の決定)

第24条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第25条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。